

東京外国語大学留学生支援の会 会則

第1条（名称）

本会は「東京外国語大学留学生支援の会」と称する。これを「東外大留学生支援の会」あるいは「東外大支援の会」と略称することができる。

英文表記は Tokyo University of Foreign Studies — International Student Support Association とし、英文略称を TUFS-ISSA とすることができる。

第2条（所在地）

本会の事務局は東京都府中市朝日町 3-11-1、東京外国語大学（以下、東外大と略記）に置く。

第3条（目的）

本会は、東外大に在籍する外国人留学生、研究者及びその家族への支援、並びに彼らの日本理解を深め、日本人との友好親善を促進する活動を行うことを目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 留学生の生活がより快適なものになるような支援事業
2. 留学生の日本理解が深まり、日本人との友好親善が促進できるような支援事業
3. 活動状況を広く知らせる会報、ニュースレター等の作成と発行
4. その他、本会の目的達成に資する事業

第5条（会員）

本会は国籍の如何を問わず、本会の目的に賛同する者で組織する。会員はいつでも役員会（幹事会）に事業に資する提案ができ、また事業に参加することができる。

第6条（役員）

本会は次の役員を置く。

名誉会長	若干名
顧問	若干名
会長	1名
副会長	2名
幹事	20名以内
事務局長（幹事長）	1名
会計	1名

監事（会計監査役） 1 名

第 7 条（役員の選任）

役員は次のようにして定める。

1. 会長、副会長、幹事、会計、監事（会計監査役）は総会で出席者の半数以上の賛成をもって選出されるものとする。
2. 役員名簿は年度当初に別表で明示する。

第 8 条（役員の職務）

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、幹事会を招集し、議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
3. 幹事は総会を構成し、総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
4. 幹事長（事務局長）は総会の議決に基づき、幹事の業務を指揮する。
5. 会計は本会の会計年度の予算案、決算報告案をまとめる。
6. 監事（会計監査役）は本会の会計及び会務執行の状況を監査する。

第 9 条（役員の任期）

各役員の任期は 2 か年（通常は 4 月から）とする。但し、再任は妨げない。

第 10 条（幹事会）

幹事会は原則、毎月開催し、総会（幹事団と会員有志で構成する拡大幹事会）は通常、年 1 回開催する。幹事会は議事録を作成し、会員がいつでも閲覧できるようにする。

第 11 条（会報）

本会の活動状況を広報する会報は通常年 3 回（2 月、6 月、11 月）発行し、必要に応じてニュースレターなどを追加発行する。

第 12 条（事業費）

本会の事業運営経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第 13 条（会計年度）

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 14 条（決算報告）

会長は毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、会員に公表しなければならない。

第 15 条（会則）

本会の会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成で成立し、かつ改訂できる。

附則

本会則は制定の日（2019 年 4 月 21 日）から施行する。